

「カクテル・パーティー」と戦後沖繩の言論

浜川 仁

要旨

この論考は、第57回芥川賞受賞作、大城立裕著「カクテル・パーティー」を、それが書かれた1960年代後半の時代状況との関わりの中で捉える。特に当時の刑事法—刑法と刑事訴訟法—に見られる特異性と不当性を指摘し、こうした刑事司法制度のあり方が、「カクテル・パーティー」の構造と意味に深く影響を与えていることを論じる。執筆後40年近くも過ぎたが、この物語は、沖繩に住む人々の政治的意識や行動に大きな影響を与え続けている。「カクテル・パーティー」を厳密に読み解き、今日の我々自身の政治社会的言論のあり方を問い直したい。

序説

戦後沖繩の歴史は、一つの公文書と共に始まる。1945年3月26日、慶良間島に上陸したチャールズ・W・ニミッツ海軍元帥が携えてきた「米国海軍軍政府布告」である。⁽¹⁾ この布告の第一号により、ニミッツ元帥は、南西諸島の占領地において日本帝国政府の総ての行政権の行使を停止したこと、そして自らが統治の最高責任者であることを明示した。この布告は、まさに米国による沖繩占領統治の司法的象徴であり、その後「ニミッツ布告」と呼ばれていくことになる。

ニミッツ布告は、1966年までの、実に21年間撤廃されなかった。「布告」(proclamation)は、その下位の法規範である「布令」(ordinance)や「指令」(directive)と同様、戦時国際法に基づいて発令されるものであるから、通常、平和条約の締結と共に廃止される。従って、1951年、日米がサンフランシスコ平和条約を締結した後もニミッツ布告が15年間撤廃されなかったことは、沖繩がその間ずっと実質的には占領状態にあったことを意味している。そしてとうとう、この年、1966年の9月22日、ワトソン高等弁務官が同布告の廃止を発表したのだ。これは、通常ことさら論議されることは少ないが、戦後沖繩の精神史にとって、間違いなく重要なメルクマールとなる事件であった。事実、翌年の1967年には、佐藤総理とジョンソン大統領がホワイトハウスで日米首脳会談を行い、沖繩問題が解決に向けて大きく進展を見せた。⁽²⁾

雑誌『新沖繩文学』に発表されていた大城立裕の「カクテル・パーティー」(以下、「カクテル」)は、こ

の年1967年の初め2月5日に、上半期第57回芥川賞を受賞した。つまり、「カクテル」はちょうどニミッツ布告の廃止というまさに戦後沖繩の転換期において執筆され、世に出されたことになる。沖繩人が同賞を受賞したのは、これが始めてであった。

この論考は、「カクテル」を、こうした時代状況との関わりの中で捉える。60年代後半の司法制度、特に刑法と刑事訴訟法を中心に分析を進めていくが、これは、単に「カクテル」が、米兵による沖繩人少女に対する性的暴行という、極めて刑事事件性の濃いテーマを扱っているという理由だけによるのではない。確かに、執筆から40年近くも経った今日、十分な作品理解のためには時代背景の把握が不可欠である。だが、私がそれ以上に関心を持っているのは、当時の刑事司法制度のあり方が、この作品の構造と意味を深層で支えているという驚くべき事実を示すことにある。

執筆後、40年近くも過ぎ、基地を取り巻く状況や制度が大きく変化した今日に至るまで、「カクテル」は文学の領域を超えて、沖繩をめぐる政治社会的言論に大きく影響を与え続けている。⁽³⁾ 今日、この作品を読み直すことはすなわち、現在の我々自身の言論のありかたを検証することと不可分なのである。

作品のあらすじ

この小説の舞台は、大東亜戦争から二十年ほどたった頃の、合衆国民政府下の沖繩である。主人公は中国語の堪能な沖繩人男性で、彼は、米国軍人のミスター・ミラー、中国人弁護士の孫氏、日本人で新聞記者の小

川氏ら三人の友人と共に、中国語会話グループを作り、月に一度、軍のクラブで行うパーティーで「選ばれた楽しみ」(p. 90)を味わっている。ある夜、いつものようにパーティーで沖縄や中国の歴史・文化論に興じた後、帰宅した主人公は、一人娘が自分の家を間借りしている米兵のロバート・ハリスによって犯されていたことを知り愕然とする。さらに、ハリスは強姦のあと、娘によって崖から突き落とされ入院しており、逆に傷害罪で娘を訴える準備をしているようだを知る。主人公は、すぐさまハリスを告訴しようと奔走するが、ミスター・ミラーや孫氏からは、期待していたような協力を得ることができず失望する。周りからの勧めで、一時は告訴を断念し、「怨恨を忘れて親善に努め」(p. 123)ようとしたが、パーティーで知り合ったある米国人が、ほんの些細なことである沖縄人の家政婦を訴えようとしていることを知り、主人公は中国語仲間の三人に対し憤然として、「親善の論理」が結局は「仮面の論理」であり、「私はその論理の欺瞞を告発しなければならない」(p. 123)と言い放つ。そして、彼が娘を説得し、告訴に踏み切るところで小説は終わる。

「カクテル」時代の刑事裁判制度

60年代後半、沖縄の裁判所制度は二つの系列から成り立っていた。第一の系列は、琉球政府裁判所（以下、民裁判所）と米国民政府裁判所（以下、米民政府裁判所）というまとめからなる。前者は、直接的には琉球政府に属しており、後者は高等弁務官を最高責任者とする合衆国民政府に属していたが、「合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な」事件などについては、米民政府裁判所に管轄が生じるとされていたため、民裁判所も米民政府裁判所もともに実質的には高等弁務官の指揮下にあった。⁽⁴⁾ 第二の系列は、軍法会議で、これは沖縄在住の米軍人や軍属を対象にしており、各軍司令官が裁判権を行使した（大須賀、p. 113-14）。

刑事法規に関して言えば、「カクテル」が執筆されていた当時の刑事法規範であった「刑法並びに訴訟手続法典」（以下、集成刑法）⁽⁵⁾の一・一・一条には、沖縄住民にたいする国家作用全ては、合衆国がその権限を持つことが明示されている。⁽⁶⁾ その権限の下、終戦時の旧日本国の刑事法規も有効とされたため、刑罰

や刑事訴訟に関する複数の法規範が混在することとなった。いわゆる、「法の雑居」である。

まず、大日本帝国当時の旧法が、沖縄にだけは、終戦時の形でそのまま適用され続けていた。帝国議会という正統性の母体を失いながらも、これら法規範は、米軍が統治を円滑に行うため、便宜上沖縄にだけは適用され続けた。そしてこの旧法へは、琉球政府議会の制定した法律により改正・修正・改変が加えられた。このプロセスは、民主主義のルールに即し住民自治の理念が反映されていたから、ある程度の正統性を保持していたといえる。⁽⁷⁾

しかしもちろん、これには、高等弁務官の指揮監督下にある米国民政府の利害を反映し、軍事優先の法規範であった布告・布令・指令等により、大きく制限が加えられていた。法律は国民の権利自由を抑制するものである。したがって、立憲民主主義国家にあっては、立法権は国民が選挙で選んだ議員によって構成される国会にのみ与えられ、国民の権利自由を抑制する法律は、国民自らが代表を通し制定するというのが重要な建前である。これが、民主主義の本質は治者と被治者の自同性にある、と言われる所以である。「カクテル」当時の沖縄では、立法活動の上で、こうした意味での民主主義の許される領域が限られていたのである。琉球政府による立法活動は、正統性を欠いた法規範により、いわば両側からサンドイッチのように挟まれた状態にあった。⁽⁸⁾

それでは、軍主導であった合衆国民政府は、刑事実体法と手続法の面で、どのように住民の自由を制約していたのであろうか。「カクテル」のケースを具体的に当て嵌めて検討しよう。

「カクテル」の理解の上では、まず、異なる裁判所間の管轄の問題を理解しなくてはならない。まず、米軍の統治上あまり問題とならないような事件は琉球の民裁判所によって審理された。事件が重要性をおびたり米軍人や軍属が関与していたりすると、米民政府裁判所が裁判権を行使することもあった。この場合、沖縄の一般住民に裁判権が及ぶことはもちろんだが、集成刑法の一・二・五条のC号は、「統一軍法による軍法会議の審判の対象となるすべての者」に裁判権が及ぶと規定しており、これだけ見ると、加害者が米軍兵士であった場合もまた事件は米民政府裁判所の管轄に属するようにも思える。しかし、同条但書によれば、こ

れはあくまで例外的措置であり、当該兵士が所属する部隊の指揮官による決定及び高等弁務官への通知が、こうした措置のための条件であることが明らかである。⁽⁹⁾すなわち、集成刑法は、刑事事件に関する限りもっぱら沖縄人のみを名宛人としていたのだ。沖縄人に加害行為を働く米兵らは、通常軍法会議で裁かれた。

つまり、強姦の罪に問われているハリスは、彼の上官が裁判を移送しないかぎり、軍事法廷で裁かれることになるわけである。これにより、結局、強姦罪に関するハリスを被告人とする裁判を軍が行い、傷害罪をめぐる主人公の娘を被告人とする裁判を、民裁判所もしくは米民政府裁判所が審理することになる。この娘のケースはというと、傷害事件が比較的軽微であるため、審理は「琉球政府の裁判所で行う」旨の説明が、警察署の係官より、親として法定代理人となる主人公に対してなされている (p. 105)。

こうして、ハリスは強姦の被告人として米軍の裁判所で裁かれる。これは英語で行われ、軍規優先の裁判であるため、沖縄の民間人がハリスへの有罪を勝ち取る見込みはほとんどない、と主人公は考えているのだ。他方、民裁判所（琉球政府裁判所）における審理においても、訴追される主人公の娘は不利な立場におかれている。本来ならば、犯罪立証のための挙証責任は訴追者である検察官にあるのだが、この事件の場合、彼女が加害行為を行ったことには疑いがなく、処罰を免れるためには、被告人側は自分の行為が正当防衛であったとか、行為当時心神喪失状態にあった、というような、犯罪成立を阻却する事由について、一応の証拠を提出する責任がある。以上のような主張を裏付けるため、先行行為として強姦の被害にあったという事実を提示できればよいのであるが、これは別件として軍事法廷で審理されている。この状況の下では、強姦に関する経緯は、裁判官の予断を排除するため、民裁判所へ証拠として提示すらできないという可能性がある。そこで、苦肉の策として、被害者であり訴えた方のハリスを被告人弁護のための証人として逆に利用しよう、と主人公らは考えたのである。だが、琉球の民裁判所には米国人を召喚する権能が与えられていない。以上のように、「ふたつの裁判に娘は敗れるであろう」(p. 125) という主人公の慨嘆には、十分すぎるほどの根拠があるのだ。

こうして、強姦事件、それに続く傷害事件が、全く

異なる刑事手続法上のルートで審理されてしまう、というこの不合理に「カクテル」の主人公は直面することになるのだが、これは刑罰や刑事訴訟に関する法規範が民主的正統性を欠いていることから生まれてくる。事実、集成刑法には、1955年4月に発効して以来、1966年3月までのほぼ11年間に、24回もの改正が施されることになる。通常、法規範は、現実社会に遅れて生まれてくる。現実にかかる様々な問題や不平等に対処し、原理原則を当てはめ、妥当な解決を図るため手間隙かけて作り出されるからだ。そのため、いったん正当に成立した法律は、あたかも時の流れに逆らうかのように、絶えず変化する世の中を整理し安定させる方向で機能するものである。法は、この意味で言えば、時流に逆らい変化しないからこそ法たりうる。こうして考えると、度重なる改正を通して、集成刑法はその正統性の欠如を露呈していったと言える。集成刑法には、占領統治後も共産主義勢力に対峙し沖縄に居座り続けた強者米国の驕りと脅えがないまぜになっているのだ。

通常国家における刑法典であれば、例えば行政機関（軍を含む）へ向けられた法益侵害と、職務外における一私人としての兵士への法益侵害とは、異なる取り扱いがなされて当然である。ところが、集成刑法は、合衆国政府やその軍隊また米国民政府の有する国家的法益並びに公共の秩序と、さらには軍隊要員の持つ個人的法益への違法行為までもが、軍の管理運営に抵触するとして、同様の処分に服すべきであると考えている。⁽¹⁰⁾ この法典では、これら公の法益と私的な法益が渾然一体となって提示されているのだ。無論、これは占領者側のステータスや特権を守るために必要とされた措置であったろう。これは、法体系そのものの不備というよりは、むしろ基地の管理維持の必要性から避けられない要請でもあった。

それでは、こうした要請が法規範の妥当性にいかなる影響を与えるのだろうか。以下に条文を具体的に検討してみよう。

「カクテル」の理解上、何と言っても重要なのは、物語でも引用されている集成刑法の二・二・三条である。この条文は、「合衆国軍隊要員である婦女を強姦し又は強姦する意図をもってこれに暴行を加えるものは、死刑又は民政府裁判所の命ずる他の刑に処する」と規定する（『琉球法令集』、p. 159）。強姦犯に対し

て、極刑をも科しうるのである。さらに、ここで「合衆国軍隊要員」とは、現役軍人はもとより、米国国籍を持ったいわゆる民間の軍属や、それらの人々に扶養されている者達も含まれていたから、現実には兵役に就いている者である必要はなかった。そこで、仮に、主人公がミセス・ミラーに性的暴行をはたらくとしたら、まさにこの条文が該当する。⁽¹¹⁾

さらに、注目に値するのは、二章の中でも過失犯に関する規定である。二・二・二四条が過失による器物損壊、二・二・二五条が過失致傷、最後に二・二・二六条が過失致死に関する規定であるが、それぞれ一年以下、一年以下、そして五年以下の懲役が刑罰として含まれている。我が国の現行法では、いずれも懲役刑は課せられていない。過失による器物損壊などは不可罰である。もっとも、二・一・五条は「過失」の定義として、「他人の身体又は財産の安全を全く無視した為に他人の身体又は財産に障害又は損害を惹起した無意識的行為をいう」としていることから（下線は強調のため『琉球法令集』、p. 157）、いわゆる「重過失」のみを指すと考えられる。それでもやはり、現行法の38条が、原則として「罪を犯す意思がない行為は罰しない」と明記していることからすれば、これと比較して集成刑法では、原則と例外が入れ替わっていることに注意しよう。「カクテル」解釈上、特に二・二・二五条が重要であるが、そこには「過失により、合衆国軍隊要員に傷害を与える者は、断罪の上、一万円以下の罰金若しくは一年以下の懲役又はその両刑に処することができる」と記されている。つまり、主人公の娘は、故意犯と認定されたらもちろんのこと、仮に傷害の意思無くしてハリスを崖から突き落としてしまったとしても、この法規により懲役刑に処せられる可能性があるのだ。

その他、特筆すべき点は、二・二・二九条の未遂犯に関する規定で、ここには「民政府法令に基づき罪となる行為の未遂は既遂と同程度に罰すべき罪を構成するものとする」（『琉球法令集』、p. 164）とある。これを現行刑法の44条と比較してみよう。ここでは、「未遂を罰する場合は、各本条で定める」と規定されていて、やはり未遂犯は、特に規定ある場合を除き、処罰しないのが原則であることが理解できる。さらに、現行法では、処罰規定ある場合であっても、43条により中止未遂⁽¹²⁾の場合、刑が必要的に減免される。未

遂犯の処罰規定に関しても、現行法と比較して、集成刑法では原則と例外が転倒していると言える。

さらに、集成刑法全体に当てはまる不当性としては、法適用の不平等が特に際立つ。「カクテル」のクライマックスで、ミスター・ミラーは、「親善」に信頼をおくことが人々の「願望の真実」であると主張するが、それに対し、主人公は二・二・三条を引き合いに出し、「合衆国軍隊要員への強姦の罪。あれがあるかぎり、あなたの願望は所詮妄想にすぎないでしょう」と言い放つ（p. 124）。主人公は、この集成刑法を作成し発布した立法者側の人間であるミスター・ミラーに対し、法適用面での不当性を指摘し、「もし同内容の法律が、沖縄人に性的暴行をはたらいた米軍人へ適用されたとしたら、あなたもまた、親善などというものにうつつをぬかしてはられないだろう」と言いたいのだ。

以上のように、集成刑法は、今日の刑事法と比較して妥当性を欠いていたことが分かるが、それは一言でいって、戦時占領下の法規を平和時にまで延長して適用していったところにその根本原因があった。味方でないならば敵であり、軍の利益を侵害する者は厳罰に処されて当然とされたのである。このように、集成刑法は、戦闘的対立の図式を前提として成り立っていたが、この構造は、実はこれから見るように、これを批判し書かれた「カクテル」の内部に取り込まれていったのである。

制度との対立補充関係

文学作品は、社会を映し出す鏡であると言われる。作品を読み込むことで、それが、書かれた時代をより良く知ることができるし、また、逆に時代考察によって、作品理解を深めていくこともできる。こうして、確かに、作品はそれを産み出した時代を模倣する何かであると考えることができるが、このとき注意を要するのは、作品が映し出すものは、時代の単なる静止画ではないということである。作品が我々に見せてくれるのは、単にある特定のフリーズされた風景や思想なのではなく、社会に存在する様々な不満や、葛藤や、矛盾などが、発生し、展開し、収束していく生々しいプロセスなのだ。だからこそ、優れた作品は、人々が無意識に抱いている政治社会的な願望にうったえ、それを象徴的に充足させてくれるのである。これは、昔話であれ、文学作品であれ、サイエンス・フィクショ

ンなどの大衆小説であれ、語り（ナラティブ）により展開していく作品には押し並べて見られる共通の特徴である。文学作品が社会を映し出す鏡ならば、それは単なる平面のルッキング・グラスではなく、怪しげに光を放つ魔女の水晶玉のようなものだ。

このことを、「カクテル」にあてはめて考えてみよう。この作品が、プロテスト（抗議）文学であることは明白であるが、ここで問題は二つ考えられる。まず、何に対する抗議であるかということ。そして、いかに抗議しているのかということである。前者は抗議の対象に関する問題であり、後者はその態様に関するものである。

まず、抗議の対象に関してであるが、これは、直接的には欺瞞に満ちた国家間の「親善の論理」である。この論理への批判は、突き詰めて言えば集成刑法二・二・三条に見られる法適用の不平等性を指摘することで成り立っている。そしてさらに、「カクテル」の抗議の矢の標的となっているのは、集成刑法が根ざしている当時の法秩序全体と、そうした法制度に基づいて維持される「親善の論理」を建前とした米軍による沖縄統治そのものである。この意味で、「カクテル」は時代を色濃く反映しており、まさに歴史のこの時点において沖縄でしか書けなかった作品であろう。

それでは、抗議の態様はどうであろうか。ここが作品解釈上最も重要である。「親善の論理」を建前とした米軍による沖縄統治は実質的には占領体制であり、「カクテル」は集成刑法二・二・三条における法適用の不平等性を中心に据えつつこれに批判を加え、この米軍統治の論理を「仮面の論理」と呼んでいくのだが、実はこのとき主人公の主張には、ある論理的不備があることに注意しなくてはならない。それは、この集成刑法二・二・三条の不当性を論じるにあたり実質的な議論が十分になされていないところにある。すなわち、主人公が為した集成刑法二・二・三条の法適用面での不平等性への指摘は、単なる法の形式的な不備への言及に止まるのであり、より実質的に論を展開するためには、彼はさらに法内容の不当性をも糾弾すべきなのだ。⁽¹³⁾

このように、主人公の批判が、法内容にまで及ばず、法適用の不平等の指摘に止まっていることで、一体どんな問題が生じるのだろうか。愚直に考えれば、ある別の不当な結論も導き出せてしまう。すなわち、もし米兵にも適用が認められれば、強姦罪に死刑を科すこ

とができるという集成刑法二・二・三条自体にはなんら問題はない、というものである。もちろん、沖縄人の主人公は、そもそも同法規は内容的に不当であるから、米兵に対して不適用であれば沖縄人にも適用されるべきではないと言いたいのである。しかし、これは法内容の不当性を十分に吟味しなければ直接は導き出せない主張である。そして、法内容の不当性を指摘するためには、そのための何らかの基準を定立する必要がある。そうしないと、悪法に変わるものを何ら提示できないことになるからだ。悪法が一部の者にのみ有利であるとしたら、無法状態では、誰の権利自由をも守ることはできない。社会はいたずらに混乱するのみである。批判が批判のみに終始してはならない所以である。

それでは、もし「カクテル」当時の沖縄で、集成刑法二・二・三条のみならず、いかなる法規範も強姦に及ばなかったとしたらどうだろう。主人公の立場におかれた人間はどうしたか。恐らく、報復行為として、米国人女性を犯すことを考えただろう。あるいは、絶えず危険にさらされている現実の中では、やられるまえにやっつけてしまおうと思ったかもしれない。一見、馬鹿馬鹿しい仮定のようだが、これが集成刑法を単に否定する立場から可能になってしまうシナリオである。そして、これがまさに主人公の心に当初からくすぶっている無意識の欲望なのである。

ミセス・ミラーと主人公の娘の対称関係に注意しよう。美しく「豊麗な肉体」を持つミセス・ミラーは物資豊かな彼女の祖国を表象しているのに対し、米兵ハリスに強姦された少女の肉体は、まさに米軍基地を強引に押し付けられた沖縄を象徴している。主人公が、ミセス・ミラーの肉体への欲望を抑圧せざるをえないのと対称的に、ハリスの方はこの沖縄人の少女を現実には陵辱することができる。少女への暴行が実行に移されていたまさにその時、彼女の父は、ミセス・ミラーの「黒いワンピースの大きな襟ぐりから、白い胸がひろく浮きあがっているのが、まぶし」と密かに感じていたのだ（p. 91）。これら欲情の発現（ハリス）と抑圧（主人公）の二つが、同時進行していたことは極めて意義深い。

もちろん、犯し犯されるような世界を人は生きることとはできない。実際は、強者が弱者に一方的に法を押し付け、これに従わせる形で秩序をうち立てる。これ

は、占領状態におけるような明確な支配関係が維持される社会において特に顕著に現れる現象である。ここでは、立法者である強者は弱者に適用される法に服さない。法適用の平等が見られないのである。これに対し、立憲民主主義国家にあっては、立法者もまた等しく自らが作った法に従う。彼らは、支配者ではなく国民の代表に過ぎないからだ。そして自らも法を遵守しなくてはならないから、立法者は法内容の適正をも真剣に考慮することになる。こうして、立憲民主主義国家では、法内容の適正がある程度担保されることになってはいるが、それでも、それが完全に補償されているとは言えない。だから、憲法が最高法規として、下位の法規に権能を付与し抑制していくことが求められる。占領状態の沖縄は、このような憲法秩序の下になかった。従って、「カクテル」は米軍統治を痛烈に批判する一方で、その支配体制の実質的不当性を十分には批判し尽くせなかったのだ。その批判は、法制度の適用面での不平等を指摘するに止まらざるをえなかった。

これが、「カクテル」の批判が、その批判するものと同様の排他性を顕著な特徴としている理由である。「カクテル」の描く世界では、法規の内容自体は不問であり、沖縄人だけがそれを守らされているという現実のみが問題として意識される。もし立場が逆転したら問題にはならない、というような危うさを、「カクテル」の主張は内に抱え込んでしまっているのである。この意味で、「カクテル」の論理は、それが排除しようとするところの米軍の統治論理と皮肉にも酷似する。二者とも、同じ論理に立ちながらお互いを排除し合っているのだ。これはいうまでもなく、戦争と占領支配の論理であり、また当事者互いの攻撃防御で進行する弾劾主義裁判の論理でもある。そして、「カクテル」全体を貫いているのがこの法廷のモチーフなのだ。

「カクテル」を開放への一つの物語であると読むならば、この作品が志向するのは、失われた秩序の回復ではないし、理想とする未来への前進でもない。欺瞞に満ちた沖縄の戦後への主人公の批判もまた、やはり戦後という状況によって大きく限界づけられているからだ。この点、主人公が、最後に有罪になると知りながら、娘に告発を促し、法廷の場で真実を追究する道を選択することは意義深い。刑事司法制度の矛盾を痛

烈に批判する男が、皮肉なことに、そこに救済の可能性をも見出していくのである。

とすれば、「親善の論理」の「欺瞞を告発」する主人公の激しい糾弾を、訴訟手続きという文脈で、もう一度読み直してみる必要がある。

刑事裁判は、真実を発見するプロセスである。したがって、検察官や弁護人の弁論は、真実に到達するための、いわば過程にすぎない。判決が言い渡されるまでは、訴追する側にもされる側にも、いまだ訴訟法上の真実が存するとはいえない。そして、この過程を通し、訴訟当事者の見かけ上の対立関係は、実は意味上の補充関係を隠蔽することによって成立していると言える。二当事者共に、弾劾裁判制度に依拠することにより成り立っているからだ。訴追者は、被訴追者なしでは訴追者たりえないし、被訴追者も、もちろん訴追者なしでは被訴追者たりえない。二者は、口頭弁論が進行するなかで、相反する証拠を提示しあいながら相互の差異を明確にしていく。この差異こそが、訴追者と被訴追者の弁論とアイデンティティーにくっきりとした輪郭を与えるのである。

「カクテル」を読むと、娘が強姦の被害者であり、傷害は正当防衛にすぎないということなど自明のように思える。だが、ここで我々は、この「読み」にあえて逆らってみなくてはならない。「カクテル」を通して読者が耳にするのは、強姦罪における被害者であるとされている娘の側の主張である。ハリスの方の言分はあまり伝わってこない。

しかし、そもそも、主人公の娘は「私は強姦された」と明確に述べたのだろうか。むしろ、主人公は「直接娘の口からその残酷な事情を聞かずにすんだことを、ありがたいと思った」(p. 103) のではなかったか。確かにレイプはあったと主人公が信じていることには疑いをいれないとしても、それは単に彼の側の主張であって、結審までは真実とは到底言えないのである。告訴の手続きをするために警察署へ行った際、主人公は警官に対し、「ですから、娘は暴行されたので、悲しみと憎しみとで、前後の見境もなく…と本人の言い分からよみとられたのです」と言いよどむ(p. 105)。この言葉からは、事件を彼の娘本人がどう理解しているのかは明確には伝わってこない。ここで述べられているのは、親としての彼の信念や解釈である。さらに、入院中のハリスと対峙した際、辛抱強く説得にあたら

うとする弁護士の孫を、主人公は「もう権利、義務の問題ではない」と制し、別れ際に捨て台詞を吐く。「合意の上の行為だとお前はいった。だが、私は絶対に信じない。それは、いまこの場所で確認したことだ」(p. 115)。だが、ここで一体何が「確認」されたのだろうか。ハリスの嘘を見破ったということなのだろうか。彼のふてぶてしい態度は、確かに不愉快だが、態度が悪いからといって人は罪人となるわけではない。

そうではなく、主人公は自分がハリスを「絶対に信じない」ことを確認したのだ、と結論づけざるをえない。要するに、相手の言い分を否定することで、自分の立場を明確にしたのだ。これから、ハリスを告訴し、自分を「被害者」として定義づけていくことを決意し、訴訟法上の対立構造の中でハリスを「被告人」とすることにより、自らも新しいアイデンティティーを獲得したことを確認したのだ。

この物語は、このように一見単純に政治的・軍事的抑圧からの開放を志向しているようだが、実は「カクテル」に内在する支配のパラダイムはよりいっそう複雑である。特に、この作品において顕著な、語り（ナラティブ）の変化を、注意深く見てみよう。「カクテル」は、大きく、陽気な前章と陰鬱な後章に分かれている。前半部では、通常の一人称で語りが進むのに対し、後半部ではトーンが一変して、主人公を絶えず「お前は」と厳しく問い質す形（interpellation）で話は展開する。まるで主人公である沖縄人の上に上位の自我が存在し、彼を荒々しく詰問しているようである。ここで尋問されているのは、戦後沖縄の精神そのものであり、後半部の語りは、戦後沖縄の精神史を批判する作者大城自身の声なのかもしれない。この語り口はさらに、取り調べにあたり検察官が参考人を権力主義的に問い質す様子をも髣髴とさせる。この裁判のイメージをさらに敷衍し、前章における一人称の語りを、事情聴取や証人尋問の際の供述のそれと類比することも可能であろう。前章は、「守衛にミスター・ミラーの名とハウス・ナンバーをいうと…」(p. 89)で始まる、一人の参考人の回想録なのだ。

確かに、「カクテル」は、一見一人の沖縄人の成長の軌跡であるように読める。この物語は、中国の学院を卒業し、二十年前日本兵として中国人への加害行為に加担した過去を忘れ、占領者である米国軍人達と共に安易な国際親善の美酒に酔っていた主人公の自己批

判であり、彼が象徴する戦後沖縄の精神の総括でもある。

ところが、この自己批判する主人公を、作者意識の投影とも言える後半部の語り手は、「おまえ」とそっけなく呼び捨てにし突き放している。そして、「怨恨を忘れて親善に努める」という国際交流の基本理念を「仮面の論理」であると決め付け、「私はその論理の欺瞞を告発しなければならない」という主人公は、最後に、「娘はなんのためにお前の二十年前の罪をあがなって苦しまなければならないのか」、「お前はまだそれに気づいていない」、という語り手によっていさめられている (p. 125)。作者が、語り手を通し、主人公の主張の正当性に限界があることを暗示しているのだ。

結論

文学作品を単なる二項対立に還元してしまうのは良くない、という異論も当然あるだろう。また、むろん小手先の二元論で説明しつくせるほど「カクテル」は単純ではない。だが、特にこの作家大城の作品の理解のためには、こうした構造論的視点は欠かすことができないと考える。しばしば指摘されるが、大城は、外部の矛盾や葛藤をいったん自分の中に内面化し、それを作品のなかで解消する、というようなタイプの作家ではない。むしろ、社会的矛盾や葛藤そのものを題材とすることが多いし、そうした抜き差しならない政治社会的関係性への細微な配慮が、作家大城立裕の基本姿勢である、といえる。これは、瑣末な日常生活からの魂の美学的な遊離や救済を主なモチーフとする私小説が主流であるところの日本文学にはほとんど見られない特徴である。この点、文芸評論家の岡本恵徳は、大城立裕を評し、「位置と関係のエネルギー」なるものが、彼の作品を大きく特徴づけるものである、という極めて重要な指摘を行っている。岡本によれば、大城は、「自己を、他者とのかかわり、その位置のずれと距離を綿密に計量する。そしてその計量の結果にもとづいて自己を確かめることが可能であるとする。それぞれの人間の位置、その間の距離、その落差に生ずるエネルギーが、彼の創作活動の原動力となっている」といっている⁽¹⁴⁾。「カクテル」は、この意味で、時代の関係性が産み出し、その内部矛盾を如実に描写した作品と言える。

この作品は、それが描くところの米国民政府の沖縄

統治という現実によって限界づけられている。だが、これは、いかなる言説もそれが育まれる時代に常に囚われているという陳腐な事実であるにすぎない。もし「カクテル」が書かれた時代をある意味で乗り越えているとしたら、それは、時代の矛盾や葛藤を内部に取り込むことによりそれらを忠実に「反映」しえたからであり、これらを克服しようとする作家の思いが、ナラティブを結末へと力強く後押ししたからに他ならない。名作は、時代に深くからみとられることによって、逆に向こう側へ突き抜けようとする。これにともなうエネルギーが大きければ大きいほど、いかにも見事で満足のいく結末を前に、読者は物語そのものを最終の主張と同視したいという誘惑を抑えがたく感じる。だが、これは魅惑の幻想にすぎない。本当は、この最後の瞬間にこそ作品の内包する矛盾が最も巨大なうねりを上げているのだ。

今日、沖縄をめぐる言論は、日米両政府に対立する者 (adversary) としての、弱者的立場から発せられる。これは、大城が「カクテル」の結末で、主人公やその娘を訴訟法上の被害者として位置づけたことと同一線上にある戦略である。「カクテル」は、沖縄人が、「被害者」となることを選択した時代に書かれ、当時の心情を雄弁に代弁したのだ。以後、沖縄は、人々が平和や人権を学ぶ際のケーススタディとなり、平和と人権の不在を訴えるときのお決まりのショーケースとなってきた。「カクテル・パーティー」は、恐らく今日に至るまで、沖縄におけるこうした政治社会的対立補充関係の枠組みを最も純粹に表象した物語であろう。この小説の中で、大城は沖縄人の夢を当時の現実の否定として描いたのだ。しかし、それは同時に、「カクテル」が提示したこのアンチ・テーゼに実体性がないことをも意味する。なぜなら、ここでアンチ・テーゼは、それが否定するテーゼと相互に排除し合い、しかもまさにそうすることによって意味を補充し合う関係に立つからである。

そして私は、ほかならぬ作者大城自身が、こうした「カクテル」の主張の限界を最もよく自覚していたのだと考える。事実、「カクテル」の後半部のナラティブに見る、語り手と主人公の鮮やかな乖離は、主人公が娘を巻き込み演じるこれ見よがしの振る舞いへの後ろめたさのようなものを隠していないだろうか。時代に囚われ、その中で、自己を支配者に踏みにじられる

だけの存在として定義しつくしてしまうことへの、ある種の失望とシニシズムが感じられないだろうか。カクテルの主人公がまさに自ら批判する刑事裁判制度に救済を求めるように、今日まで我々沖縄人も、その批判する政治社会制度から恩恵をこうむってきたし、いつの間にかその制度の維持発展に深くコミットしてきたのである。大城が彼の主人公の主張の限界を熟知していたとしたら、我々は我々の願望の時代性を深く認識しているといえるだろうか。

「カクテル」が世に出て40年近くの時が過ぎ、当時大城が批判した合衆国民政府時代の法制度や支配体系は、もはや過去のものとなってしまった。にもかかわらず、この小説の言説はその時代を長く生き延びてしまったのである。我々の時代の新たな矛盾と葛藤を言葉にできないほど占領時代のトラウマは深いのだ、と声高に叫んでもよいし、また米軍支配下で培ったあの心に染みる反骨の言説に酔い、これを鍛え直す義務を怠ってしまったのだろうか、と静かに自問するのもよいだろう。いずれにせよ、現在に至るまで沖縄を呪縛する「カクテル」的言説を乗り越える新たな展開は、「カクテル」そのものに見出すことができる。これは、実に多くがなおざりにしてきた逆説である。この作品を批判的に読むべき時はもうとっくにきているのだ。この認識が十分でなかったところに、今日の沖縄をめぐる言論に共通して見られる、ある種のイノセンスと甘えが生まれるのではないだろうか。そうだとしたら、我々は、「カクテル」の結論を生きながら、この物語の本質から遥か遠く離れたところに来てしまったと言わざるをえない。こうして、「カクテル」の描く世界は、今日の沖縄において支配的な言論の母体であると同時に、その限界をもまた曝し続けるのである。

註

- (1) 米国海軍軍政府布告 (ニミッツ布告) については、大田昌秀著『沖縄の帝王 高等弁務官』の付録 (pp. 402-49) を参照。
- (2) この会談の詳しい経緯は、若泉敬著『他策ナカリ シラ信ゼムト欲ス』を参照。
- (3) 教育面でもこの小説の影響は大きい。例えば、1991年に初版が発行された『沖縄の文学 高校生のための副読本/近代・現代編』では、「カクテル・パーティー」が53ページ (pp. 41-93) にわたり

前文掲載されている。ちなみに、このテキスト中、小説の掲載は「カクテル」のみである。

- (4) この事実を鮮明に浮き彫りにしたのが、特に60年代後半頃の、いわゆる「友利事件」と「サンマ事件」の顛末である。この二つの裁判とも、民裁判所が審理を進めていたところ、判決直前になって高等弁務官の命により米民政府裁判所へ強制移送された。詳しくは、大田昌秀著『沖縄の帝王 高等弁務官』、287-99ページ参照。
- (5) 以下、集成刑法については、全て『琉球法令集（布告布令編）』から引用する。
- (6) 「琉球列島の領土及び領海並びに住民にたいする行政、立法及び司法のすべての権限は、合衆国政府に付与され、琉球列島高等弁務官及び琉球列島米国民政府を通じて行使される。」
- (7) 一・一・二条は、「一九四五年四月一日現在施行されていた現行法はそのまま琉球の法律として有効とする。ただし、民政府、琉球政府及びその前身たる機関の制定する法令によって、改正、修正その他改変されたものについては、その限りでない」と規定する。
- (8) 垣花豊順は、当時の法規範として、さらに、平時国際法・条約、大統領の行政命令、米国議会が沖縄に関して制定した法律、沖縄の各市町村の制定する条例を挙げている（p. 325-26）。
- (9) 「ただし、当該軍部隊の指揮官が統一軍法による軍事裁判を行使しないことと決定し、かつ、当該事件を民政府の刑事裁判所に移送することを是認する旨を高等弁務官に特に通知した場合に限る。」
- (10) 例えば、二・二・一条で、「合衆国軍隊に対して武器をおびる者は、死刑又は民政府裁判所が命ずる他の刑に処する」としている。この条文は、本来戦時下での、占領地における治安維持を保つための規定であり、米国政府の一員としての兵士と、一私人としての兵士の間に、法益上の相違を認めない。
- (11) 合衆国軍隊要員にあたる人々として、集成刑法二・一・二条のA号には「合衆国軍隊の現役軍人」とあり、続くE号では「全各号に掲げる者の被扶養者で正当に琉球列島内に在住するもの」と書かれている（『琉球法令集』、P. 157）。
- (12) 自らの意思で実行行為を中止する点で、偶然の不

可抗力による「傷害未遂」とは区別される。

- (13) 無論、当時の沖縄は、通常立憲民主主義国家のように、国家権力の濫用から国民の権利自由を守る基本法として憲法が正当に機能する法秩序の基になかったから、集成刑法二・二・三条が違憲であることを主張することは不可能であった。確かに、沖縄人にも認められるべき前国家的な人間としての尊厳や自然権を援用しながら、同法規を有効に批判することも可能であったろう。しかし、当時の状況からは、やはりかなり困難な主張である。
- (14) 岡本の言う「位置と関係のエネルギー」が、「カクテル」の中に如実に現れていることは容易に理解できる。まず、国際親善に努める主人公と彼の三人の友人は、各々が帰属する国家や民族の相反する利益や不利益を表象している。ハリスと主人公の娘は、無論、加害者と被害者の関係にあるし、同じ関係が、沖縄人の主人公と中国人の孫の間にも戦争中は存在していたといえる。また、ミスター・ミラーと主人公にわだかまりは、二人が支配者と被支配者の間の垣根を超えて手を取り合えないところにある。そしてはっきりとは現れていないが、同様の強者／弱者の関係は、告訴を望む主人公とそれを嫌がる彼の娘の間にも存在している。

引用・参考文献

- 大城立裕全集編集委員会編 「カクテル・パーティー」『大城立裕全集－9』 勉誠出版、2002年。
- 大田昌秀 『沖縄の帝王 高等弁務官』 久米書房、1985年。
- 大須賀明 「沖縄の「司法」制度」『憲法と沖縄』、113-24ページ。
- 岡本恵徳 『現代沖縄の文学と思想』 東陽印刷、1981年。
- 沖縄県高等学校障害児学校職員組合編 『沖縄の文学 高校生のための副読本／近代・現代編』 沖縄学販、1994年。
- 小熊英二 『日本人の境界』 新躍社、2003年。
- 垣花豊順 「米国の沖縄統治に関する基本法の変遷とその特質」『戦後沖縄の政治と法－1945－72年』、1975年。
- 宮里政玄（編） 『戦後沖縄の政治と法－1945－72

年』 東京大学出版会、1975年。
吉田善明、影山日出弥、大須賀明著 『憲法と沖縄』
信毎書籍印刷、1971年。
琉球政府立法院事務局法制部立法考査課監修 『一九

六九年版 琉球法令集 (布告・布令編)』 大同
印刷工業、1969年。
若泉敬 『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』 文藝春秋、
1994年。

Tatsuhiko Oshiro's *Cocktail Party* and the Postwar Public Discourses on Okinawa

Hitoshi Hamagawa

ABSTRACT

This paper understands Oshiro's *Cocktail Party*, the winner of the 57th Akutagawa Prize, in its critical relations to the Okinawan society during the 1960s in and about which it was written. I will first argue that both the criminal and criminal procedure laws during that period were unusual and inadequate in terms of their scope of application and discriminatory contents. I will further point out that such a legal system – insufficient and flawed as it was – gave a profound influence on the deep structure of the novel. Almost 40 years after its publication, the novel continues to give a strong impact on the political awareness and actions among Okinawans today. Through a close reading of the text, I wish to reexamine the political and social discourses on today's Okinawa.